# 令和３年度坂井市人事行政の運営等の状況

坂井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 23 号）第２条の規定に基づき、令和３年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。
※一部、令和４年４月１日現在の状況を公表しています。

## 第１　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）　職員の採用の状況（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日）

| 競争試験採用 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 職　種 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 倍率 |
| 事　　務 | 148 人 | 124 人 | 18 人 | 6.9 |
| 土　　木 | 10 人 | 8 人 | 1 人 | 8.0 |
| 保　健　師 | 4 人 | 4 人 | 2 人 | 2.0 |
| 学　芸　員 | －人 | －人 | －人 | － |
| 保　育　士 | 23 人 | 21 人 | 8 人 | 2.6 |

（２）　職員の退職の状況（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日）

| 退職事由 | 定年退職 | 勧奨退職 | 普通退職 | そ の 他 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人　数 | 15 人 | 1 人 | 0 人 | 18 人 | 34 人 |

（３）　職員数の状況

①　部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

| 区　分 | | 職員数(人) | | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 部　門 | | 令和３年 | 令和４年 | | |
| 一般行政部門 | 議　会 | 7 | 7 | 0 | |
| | 総　務 | 181 | 185 | 4 | 人事異動に伴う増 |
| | 税　務 | 36 | 37 | 1 | 人事異動に伴う増 |
| | 民　生 | 255 | 255 | 0 | |
| | 衛　生 | 32 | 31 | △1 | 人事異動に伴う減 |
| | 労　働 | 1 | 1 | 0 | |
| | 農林水産 | 34 | 34 | 0 | |
| | 商　工 | 17 | 18 | 1 | 組織改革に伴う増 |
| | 土　木 | 24 | 25 | 1 | 新採用配置による増 |
| | 小　計 | 587 | 593 | 6 | |
| 特別行政部門 | 教　育 | 104 | 100 | △4 | 退職者不補充による減 |
| | 小　計 | 104 | 100 | △4 | |
| 公営企業等会計部門 | 病　院 | 118 | 119 | 1 | 新採用配置による増 |
| | 水　道 | 8 | 8 | 0 | |
| | 下 水 道 | 8 | 7 | △1 | 退職者不補充による減 |
| | そ の 他 | 13 | 13 | 0 | |
| | 小　計 | 147 | 147 | 0 | |
| 合　計 | | 838<br>〔1,070〕 | 840<br>〔1,070〕 | 2 | |

※１．職員数は一般職に属する職員数で、総務省の地方公共団体定員管理調査報告値です。再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は含まれていません。
２．〔　〕内は、条例に定める定数の合計です。

≪参考≫令和４年４月１日　　再任用短時間勤務職員　42 人
会計年度任用職員（フルタイム）　243 人　※パートタイム除く

② 職員数の推移（各年４月１日現在）

| 会　計 | 部　　門 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計 | 一般行政 | 581 | 556 | 561 | 575 | 575 | 583 | 587 | 593 |
| | 保育士 | 178 | 173 | 179 | 176 | 172 | 173 | 176 | 174 |
| | 上記以外 | 403 | 383 | 382 | 399 | 403 | 410 | 411 | 419 |
| | 教育 | 120 | 137 | 128 | 125 | 114 | 107 | 104 | 100 |
| | 幼稚園教諭 | 12 | 19 | 14 | 10 | 9 | 5 | 5 | 4 |
| | 上記以外 | 108 | 118 | 114 | 115 | 105 | 102 | 99 | 96 |
| | 計 | 701 | 693 | 689 | 700 | 689 | 690 | 691 | 693 |
| | 保育士・幼稚園教諭 | 190 | 192 | 193 | 186 | 181 | 178 | 181 | 178 |
| | 上記以外 | 511 | 501 | 496 | 514 | 508 | 512 | 510 | 515 |
| 公営企業等会計 | 病院 | 96 | 98 | 101 | 106 | 109 | 114 | 118 | 119 |
| | 水道 | 11 | 8 | 8 | 8 | 9 | 8 | 8 | 8 |
| | 下水道 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| | その他（国保等） | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 計 | 128 | 127 | 129 | 135 | 139 | 143 | 147 | 147 |
| 総合計 | | 829 | 820 | 818 | 835 | 828 | 833 | 838 | 840 |

③ 年齢別職員構成の状況（令和４年４月１日現在）

| 区分 | | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数（人） | 男 | 0 | 15 | 29 | 40 | 45 | 23 | 25 | 33 | 46 | 36 | 27 | 6 | 325 |
| | 女 | 1 | 27 | 64 | 63 | 60 | 48 | 40 | 62 | 63 | 48 | 36 | 3 | 515 |
| | 計 | 1 | 42 | 93 | 103 | 105 | 71 | 65 | 95 | 109 | 84 | 63 | 9 | 840 |
| 構成比（%） | 男 | 0.0 | 4.6 | 8.9 | 12.3 | 13.8 | 7.1 | 7.7 | 10.2 | 14.2 | 11.1 | 8.3 | 1.8 | 100 |
| | 女 | 0.2 | 5.3 | 12.4 | 12.2 | 11.7 | 9.3 | 7.8 | 12.0 | 12.2 | 9.3 | 7.0 | 0.6 | 100 |
| | 計 | 0.1 | 5.0 | 11.1 | 12.3 | 12.5 | 8.4 | 7.7 | 11.3 | 13.0 | 10.0 | 7.5 | 1.1 | 100 |

## 第２　職員の人事評価に関する状況

平成２８年４月に施行された改正地方公務員法において、「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」こと、「人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない」ことが明記されました（同法第23 条第２項及び第23 条の３）。明記されました。

本市では、平成２２年度から人事評価を試行し、平成２８年度から本格運用を開始しています。

人事評価は、職員の自己啓発を促し、目標管理による組織の活性化と人材育成を図るとともに、職員一人ひとりの能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇の実現により行政サービスの向上を図ることを目的としており、その評価結果を昇給・昇格や勤勉手当への反映、配置換えなどの人事管理に活用しています。

## 第３　職員の給与の状況

（１）人件費の状況

令和３年度の普通会計決算における人件費の状況

| 住民基本台帳人口<br>(令和４年３月 31 日現在) | 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率<br>(B/A) |
|---|---|---|---|---|
| 89,565 人 | 47,380,415 千円 | 1,621,534 千円 | 6,555,301 千円 | 13.8 |

※人件費には、特別職給与、職員給与(会計年度任用職員フルタイム含む)、会計年度任用職員（パートタイム）報酬、各委員等報酬、議員報酬などを含んでいます。

（２）職員給与費の状況

令和３年度の普通会計決算における職員給与費の状況

| 職員数 | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 691 人 | 2,327,836 千円 | 346,124 千円 | 906,655 千円 | 3,580,615 千円 |

※職員数は、令和３年４月１日現在の人数です。（再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員除く）

※給料、職員手当、期末勤勉手当には、再任用短時間勤務職員の給与が含まれており、会計年度任用職員は含みません。

※職員手当には退職手当を含みません。

（３）職員の平均年齢及び平均給料月額等

令和３年４月１日現在における職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況

①　一般行政職

| | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額<br>(国比較ベース) |
|---|---|---|---|---|
| 坂井市 | 40.7 歳 | 308,600 円 | 361,815 円 | 334,095 円 |
| 国 | 43.0 歳 | 325,827 円 | － | 407,153 円 |

②　技能労務職

| | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額<br>(国ベース) |
|---|---|---|---|---|
| 坂井市 | 53.5 歳 | 289,600 円 | 298,781 円 | 294,189 円 |
| 国 | 50.9 歳 | 286,947 円 | － | 328,603 円 |

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（４）　職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

| 区　　分 | | 坂　井　市 |
|---|---|---|
| 一般行政職 | 大　学　卒 | 183,900　円 |
| | 高　校　卒 | 151,700　円 |
| 技能労務職 | 高　校　卒 | 147,900　円 |

（５） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和４年４月１日現在）

| 区分 | | 経験年数 10 年 | 経験年数 15 年 | 経験年数 20 年 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大　学　卒 | 252,533 円 | ― | 350,867 円 |
| | 高　校　卒 | ― | ― | ― |
| 技能労務職 | 高　校　卒 | ― | ― | ― |

※経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等がある場合はその期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。該当職員が３人以下の区分については、記載していません。

（６） 一般行政職の級別職員数等の状況（令和４年４月１日現在）

| 区分 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | ７級 | ８級 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 標準的な職務内容 | 主事<br>技師 | 主事<br>技師 | 主査<br>技師 | 主任 | 参事<br>課長補佐 | 課長 | 次長 | 部長 | |
| 職員数 | 116 人 | 170 人 | 103 人 | 77 人 | 125 人 | 35 人 | 17 人 | 8 人 | 651 人 |
| 構成比 | 17.8% | 26.1% | 15.8% | 11.9% | 19.2% | 5.4% | 2.6% | 1.2% | 100% |

※坂井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務階級名です。

（７）職員手当等の状況

① 期末・勤勉手当（令和３年度支給割合）

| 区分 | 坂井市 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| ６月期 | 1.275 月分 | 0.95 月分 | 1.275 月分 | 0.95 月分 |
| １２月期 | 1.275 月分 | 0.95 月分 | 1.275 月分 | 0.95 月分 |
| 計 | 2.55 月分 | 1.9 月分 | 2.55 月分 | 1.9 月分 |
| 加算措置 | 職制上の段階、職務の級による加算措置有 | | 職制上の段階、職務の級による加算措置有 | |

※令和３年度 12 月期の期末手当支給月数引下げを見送り、当該引下げ相当額を令和４年度６月期の期末手当から減額することで調整を行いました。

② 退職手当（令和４年４月１日現在）

| 区分 | 坂井市 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 自己都合 | 勧奨・定年 | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続 20 年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）<br>・退職時特別昇給なし | | ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） | |

③ 特殊勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和３年度決算） | 17,125 千円 |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算） | 297,600 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度） | 13.6% |
| 手当の種類（手当数） | ３種類 |

※会計年度任用職員除く

④ 特殊勤務手当の種類

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|
| 感染症防疫作業手当 | 感染症防疫作業に従事した職員 | 感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者を救護や、感染症の病原体の付着した物件の処理作業 | 日額 300 円 |
| | | 新型コロナウィルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 | 日額 3,000 円 |
| 放射線取扱作業手当 | 放射線取扱作業に従事した職員 | 診療エックス線技師又はその助手がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業 | 日額 300 円 |
| 深夜看護手当 | 深夜看護に従事した職員 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時までの間）病棟勤務 | 1 回 7,300 円を超えない |

⑤ 時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和 3 年度決算） | 162,898 千円 |
| 職員 1 人当たりの平均支給年額 | 268 千円 |

※職員 1 人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の職員数（管理職等制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当

| 手当名 | 内　　容 | 国の制度と比較 |
|---|---|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給<br>・配偶者　　6,500 円<br>・子　　10,000 円<br>（満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算）<br>・父母等　　6,500 円 | 国と同じ |
| 住居手当 | 賃貸住宅の場合、家賃が 16,000 円を超える場合に支給<br>・家賃月額 27,000 円以下　→　家賃額－16,000 円<br>・家賃月額 27,000 円を超え 61,000 円未満<br>（家賃額－27,000 円）×1/2＋11,000 円<br>・家賃月額 61,000 円以上　→　28,000 円 | 国と同じ |
| 通勤手当 | 通勤のため交通機関、交通用具等を利用している職員に支給<br>交通機関利用者<br>運賃相当額 55,000 円／月を限度（6 箇月定期相当額）<br>・乗用車等を使用する場合（片道 2km 以上の場合）<br>距離数に応じて支給（2,000 円から 31,600 円まで） | 国と同じ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 管理職手当 | 部長 | 77,700 円 | 課長 | 58,000 円 |
| | 次長 | 69,800 円 | 参事 | 43,200 円 |
| | | | 課長補佐　保育所(幼保園)長のみ | 30,000 円 |

（8）特別職の報酬等の状況

| 区　分 | | 給料月額等 | 期末手当 |
|---|---|---|---|
| 給　料 | 市　長 | 950,000 円 | （令和 3 年度支給割合）<br>6 月期　1.675 ヶ月<br>12 月期　1.675 ヶ月<br>合計　3.35 ヶ月 |
| | 副市長 | 780,000 円 | |
| 報　酬 | 議　長 | 490,000 円 | |
| | 副議長 | 420,000 円 | |
| | 議　員 | 400,000 円 | |

## 第４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）　令和３年度における職員の勤務時間の状況

| １週間の勤務時間 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| 38 時間 45 分 | 8：30 ～ 17：15 | 12：00 ～ 13：00 |

※公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

休暇、休業制度の状況

職員の主な休暇、休業制度は次のとおりです。

| 種　類 | | 期　　間　　等 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 年次有給休暇 | | 職員が請求したときに付与される休暇<br>1 暦年において 20 日以内（20 日を限度に繰越可） | 令和３年の取得状況<br>平均 7.9 日/人 |
| 病 気 休 暇 | | 結核性疾患により長期療養を要する場合→1 年以内<br>負傷又は上記以外の疾病により療養する場合→90 日以内 | |
| 特 別 休 暇 | | 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇 | それぞれの休暇に応じた日数・時間 |
| 主な特別休暇 | 子の看護等休暇 | 小学校就学の始期に達するまでの子の看護をする場合 | １暦年５日以内 |
| | 産 前 休 暇 | 出産予定日の８週間前から出産当日まで<br>（多胎妊娠の場合は 14 週間） | |
| | 産 後 休 暇 | 出産の日の翌日から８週間 | ８週間 |
| | 結 婚 休 暇 | 結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間 | 連続する５日以内 |
| | 出産補助休暇 | 配偶者の出産の付添い等をする場合<br>（入院から出産後２週間までの期間内） | ２日以内 |
| | 忌 引 休 暇 | 職員の親族が死亡したとき | 続柄に応じた日数 |
| | 夏 季 休 暇 | 夏季における心身の健康の維持及び増進等 | 連続する３日以内 |
| | ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ休暇 | 職員が社会貢献活動を行う場合 | １暦年５日以内 |
| 介 護 休 暇 | | 規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合→連続する６月以内 | 令和３年度の取得状況<br>０人 |
| 育 児 休 業 | | 養育する子が３歳に達する日まで取得が可能 | 令和３年度の取得状況<br>男性職員 ５ 人<br>女性職員 63 人<br>（内新規取得者 33 人） |
| 育 児 時 間 | | 養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で取得が可能 | 令和３年度の取得状況<br>22 人 |

※年次休暇については、令和３年１月１日から令和３年 12 月 31 日の取得状況です。

## 第５　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）　分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

令和３年度の分限処分の状況は次のとおりです。

| 区　分 | 降　　任 | 免　　職 | 休　　職 | 降　　給 |
|---|---|---|---|---|
| 処分者数 | ０人 | ０人 | 10 人 | ０人 |

（２）　懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分のことです。

令和３年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

| 区　分 | 戒　　告 | 減　　給 | 停　　職 | 免　　職 |
|---|---|---|---|---|
| 処分者数 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |

## 第６　職員の服務の状況

（１）　服務遵守の概要

地方公務員法（以下（法）という。)第 30 条では、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

さらに、職員には次のような義務、禁止及び制限など服務上の強い制約が定められています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）
- 信用失墜行為の禁止（法第 33 条）
- 秘密を守る義務（法第 34 条）
- 職務に専念する義務（法第 35 条）
- 政治的行為の制限（法第 36 条）
- 争議行為等の禁止（法第 37 条）
- 営利企業への従事等の制限（法第 38 条）

（２）　職務専念義務免除の状況

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第 35 条）とされています。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合において、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

令和３年度の職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

| 区　　分 | 免除件数 | 免除事由 |
|---|---|---|
| 令和３年度 | 442 件 | 研修を受ける場合、新型コロナワクチン接種のため等 |

※会計年度任用職員除く

（３） 営利企業等従事許可の状況

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（法第 38 条）とされています。

令和３年度の営利企業等従事許可（兼職承認含む）の状況は次のとおりです。

| 区　　分 | 許可件数 | 従事内容 |
|---|---|---|
| 令和３年度 | 77 件 | 区長・農家組合長等 |

※会計年度任用職員除く

## 第７　職員の退職管理の状況

地方公務員法第３８条の２及び第６０条第 4 号から第７号までの規定に基づき、現職職員は全体の奉仕者たる公務員として公正かつ公平な職務の執行に努め、また元職員は、市政全般における市民の信頼確保に努めるために、平成２８年度に「坂井市職員の退職管理に関する規則」を制定し、離職後に営利企業等の地位に就いている元職員による現職職員への働きかけへの規制を行っています。

## 第８　職員の研修

（１） 職員の研修の状況

地方公務員法第 39 条では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とされています。職員の資質の向上と社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、各種研修に参加させています。

令和３年度に実施した主な研修は次のとおりです。

① 庁内研修（市独自）　　172 人

| 研　修　名（テーマ） | 内　　容 | 受講者数(人) |
|---|---|---|
| 人事評価制度研修（評価者・被評価者)） | 人事評価制度では、評価者による公平公正な評価や被評価者の適正な目標設定が重要であり、人事評価の目的や臨み方など基本的な内容をはじめ、実践を交えそれらのポイントを学ぶことにより、適切な人事評価制度の習得を図りました。<br>また、今年度は、コミュニティセンター職員を対象に会計年度任用職員における人事評価制度について、同様の研修を実施しました。 | 153 |
| 新規採用職員研修（市長と語る会、意見交換会） | 坂井市職員として７ケ月が経過する時期、この間を振り返り、改めて自分を見つめ直すとともに、日頃は顔を合わせる機会の少ない三役、総務部長と懇談を行うことにより、今後の仕事に対する意欲と意識の向上を図ることを目的として実施しました。また、同僚との意見交換により問題意識を共有しました。 | 19 |

② 委託研修（福井県自治研修所）　　159 人

| 研　修　名 | 内　　容 | 受講者数(人) |
|---|---|---|
| 新規採用職員研修(事務職)（前期・中期・後期） | 新規に採用された職員を対象 | 前期 15<br>中期 15<br>後期 15 |

| | | |
|---|---|---|
| 新規採用職員研修（保育職） | 新規に採用された職員を対象 | 8 |
| 新規採用職員研修（医療技術） | 新規に採用された職員を対象 | 0 |
| ステップ１研修 | 令和３年４月１日現在 25 歳の職員を対象 | 18 |
| ステップ２研修 | 令和３年４月１日現在 30 歳の職員を対象 | 13 |
| ステップ３研修 | 令和３年４月１日現在 35 歳の職員を対象 | 7 |
| ステップ４研修 | 令和３年４月１日現在 40 歳の職員を対象 | 6 |
| 新任課長補佐級研修 | 新たに課長補佐級に昇任した職員を対象 | 18 |
| 新任管理職研修 | 新たに参事に昇任した職員を対象 | 25 |
| 課長級職員研修 | 新たに課長に昇任した職員を対象 | 15 |
| 課長級フォローアップ研修 | 課長級研修を受けた職員を対象 | 2 |
| 異業種交流研修 | 県・市町・民間企業合同研修 | 2 |

パワーアップ研修　　139 人

| 研　修　名 | 開講日 | 受講者数(人) |
|---|---|---|
| 地方公会計と財務諸表の作り方・読み方研修 | R3.5.17～5.18 | 2 |
| 民法研修（総則） | R3.5.26～5.27 | 3 |
| 事業スクラップ研修 | R3.7.1 | 1 |
| マネジメント力を高める研修②～チームマネジメント～ | R3.7.8 | 0 |
| 若手職員とのコミュニケーション・指導法研修 | R3.7.12 | 3 |
| 政策法務研修 | R3.7.26～7.27 | 5 |
| 地方財政制度研修(地方債等資金調達) | R3.8.17 | 3 |
| 新しい働き方への対応研修 | R3.8.18 | 6 |
| マネジメント力を高める研修①～若手向けセルフマネジメント～ | R3.8.30 | 4 |
| 住民協働研修 | R3.8.31 | 5 |
| クレーム対応研修 | R3.9.3 | 8 |
| 文章力向上研修 | R3.9.6 | 13 |
| ダイバーシティマネジメント研修 | R3.9.7 | 10 |
| E ラーニング「地方公務員法の基礎研修」 | R3.9.1～R3.10.14 | 5 |
| プレゼンテーション研修 | R3.10.21 | 3 |
| 民法研修（債権） | R3.10.25～26 | 1 |
| 英語実務研修 | R3.11.4 | 1 |
| 折衝・交渉力強化研修 | R3.11.5 | 5 |
| 自治体におけるＡＩ・ＩｏＴの活用 | R3.11.15 | 9 |
| 客観的・論理的思考法研修 | R3.11.16 | 4 |
| 地方創生戦略・地域活性化研修 | R3.11.17 | 3 |
| 政策提案に活かすための経済・統計の基礎知識 | R3.12.8 | 3 |
| ビジネススキルアップ研修①（女性向け） | R3.12.14 | 2 |
| ビジネススキルアップ研修②（女性向け） | R3.12.15 | 1 |
| ビジネススキルアップ研修③（女性向け） | R3.12.15 | 3 |
| 女性キャリア研修② | R3.12.16 | 4 |
| 女性キャリア研修① | R3.12.17 | 2 |
| 訴訟法務研修 | R3.12.21 | 3 |
| 行政法研修 | R3.12.22 | 3 |
| E ラーニング「資料作成力向上研修」 | R4.1.18～R4.2.17 | 12 |
| E ラーニング「説明力向上研修」 | R4.1.18～R4.2.17 | 11 |
| ふくい政策デザイン研修 | R4.1.26～R4.1.27 | 1 |

③その他の研修機関

| 研　修　機　関 | 内　　容 | 受講者数(人) |
|---|---|---|
| 自治大学校 | 受講なし | 0 |
| 市町村職員中央研修所 | 受講なし | 0 |
| 全国市町村国際文化研修所 | 受講なし | 0 |
| 福井市総務部職員課 | 地方分権改革・提案募集方式の活用研修 | 1 |

④自主研修

| 研　修　内　容 | 区　分 | 受講者数(人) |
|---|---|---|
| 坂井市協働のまちづくりの推進向けて | グループ | 12 |

⑤オンライン研修

| 研　修　内　容 | 受講数 | 受講者数(人) |
|---|---|---|
| 日本経営協会ほか | 188 | 485 |

## 第９　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）　職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（令和３年度）

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第 66 条及び労働安全衛生規則第 44 条の規定に基づき、職員の健康診断を実施するとともに、希望職員に対しての各種がん検診の実施や人間ドック受診者への費用の一部助成も行っています。

なお、身体面での健康管理だけでなく、職場環境の変化や業務遂行における環境の変化等から、職員のメンタルヘルスの必要性が高まっており、心理カウンセリング事業を実施することにより、職員の心身両面にわたる健康の保持に努めています。

令和３度職員健康診断及びがん検診受診状況（会計年度任用職員除く）

| 種　　類 | 受診者数 | 種　　類 | 受診者数 |
|---|---|---|---|
| 定期健康診断 | 688 人 | 胃がん検診 | 36 人 |
| 人間ドック（1 日） | 73 人 | 乳がん検診 | 104 人 |
| 人間ドック（2 日） | 31 人 | 子宮がん検診 | 78 人 |
| 人間ドック（脳） | 50 人 | 前立腺がん検診 | 83 人 |
| | | 大腸がん検診 | 341 人 |
| | | 胃がんリスク検査 | 47 人 |

定期健康診断受診率　98.9%

（２）職員の福利厚生事業の状況

①共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上と職務の能率的運営に資することを目的として、病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、退職、障害または死亡に対して年金などの給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進や住宅資金等の貸付けを行う「福祉事業」の大きく分けて３つの事業を行っています。

なお、制度実施のため必要な財源は職員の掛金(1/2)と使用者である市の負担金(1/2)によって賄われています。

②市における福利厚生制度に係る市の負担状況

市においては、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の福利厚生事業を「坂井市職員互助会」に付託し、慶弔互助事業(職員の会費)、福利厚生・親睦慰安事業、健康づくり・健康管理事業などを実施しています。

会員数：849 人

会員掛金額：15,214,496 円（給料月額×0.5/100×12 ヶ月）

事業主負担金：2,741,405 円（給料月額(R3.5 月)0.09/1000×12 ヶ月）

１人あたりの公費負担額：3,229 円

補助対象経費に対する公費負担率：29.1%

令和 3 年度の坂井市職員互助会の事業状況は次のとおりです。

| 事業 | 主な内容 | 令和 3 年度実績 |
|---|---|---|
| 福利厚生親睦慰安事業 | 共通利用券制度 | 11,375 枚 |
| | 福利厚生事業 | 251 人 |
| | 親睦事業 | 15 人 |
| | 部活動補助事業 | 6 部 |
| | 全員参加型イベント | 259 人 |
| 慶弔事業 | 結婚祝金　20,000 円 | 20 件 |
| | 出産祝金　10,000 円 | 41 件 |
| | 死亡弔慰金　5,000 円～100,000 円 | 34 件 |
| | 病気見舞金　10,000 円 | 14 件 |
| | 退会者餞別　10,000 円～50,000 円 | 31 件 |
| | 災害見舞金　その都度協議 | 0 件 |

※慶弔事業に公費負担はありません。

※令和 4 年度も同程度の事業を予定しています。（公費負担は令和 4 年度に廃止）

③公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和 3 年度の公務災害の認定の状況は次のとおりです。

| 区分 | 認定件数 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 負傷 | 疾病 | 計 | 総合計 |
| 公務災害 | 6 | 0 | 6 | 6 件 |
| 通勤災害 | 0 | 0 | 0 | |

## 第 10　公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づいて設置された行政委員会です。職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、必要な措置を講ずることや、職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決または決定を行うことを主な仕事としています。また、職員からの苦情相談に関することも公平委員会の仕事です。

令和 3 年度に公平委員会に訴えられた案件は、次のとおりです。

| 業　務　種　別 | 件　数 |
|---|---|
| 勤務条件に関する措置の要求 | 0 件 |
| 不利益処分に関する不服申立て | 0 件 |